

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和6年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し（100%子法人等への対応）に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

- ・ 法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し（100%子法人等への対応）に関する細目

現行基準（資本金1億円超）に対する補充的な基準（※）で用いる「払込資本の額」について、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額（資本剰余金）との合計額とする。

※ 「払込資本の額」が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で「払込資本の額」が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

3 施行期日

原則として令和8年4月1日